

2026 年 10 月 29 日

各 位

日軽エムシーアルミ株式会社

当社栃木工場の特定施設における
ダイオキシン類の大気排出基準値超過及び改善状況につきまして

日軽エムシーアルミ株式会社(代表取締役社長：香山昌志、本社：東京都港区、以下：当社)栃木工場の【溶解炉用集塵装置】において、2025 年 6 月 12 日に測定致しました排出ガスに含まれるダイオキシン類濃度が排出基準値を超過していたことが 2025 年 7 月 17 日に判明しました。直ちに、栃木県指導の下で 2025 年 7 月 29 日に再測定を行い、2025 年 9 月 2 日に再測定値が排出基準値未満に収まっていることが確認できました。速やかに、2025 年 9 月 4 日に県へ報告し、現在通常操業を継続しております。

近隣にお住まいの皆様、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 施設概要

施設名：溶解炉用集塵装置

所在地：栃木県さくら市南和田 2 8 4 ― 5（栃木工場内）

2. ダイオキシン類基準値超過検出時の概要

測定日：2025 年 6 月 12 日

（測定結果受領日：2025 年 7 月 17 日）

測定結果：5.7 ng-TEQ/m³

根拠法令：ダイオキシン類対策特別措置法〈大気排出基準値 5 ng-TEQ/m³〉

3. 再測定時の概要

測定日：2025 年 7 月 29 日

（測定結果受領日：2025 年 9 月 2 日）

測定結果：0.52 ng-TEQ/m³

4. 原因及び対策

原因：集塵装置へのプリコート剤(炭酸カルシウム粉末)投入量管理不備(推測)

対策：プリコート剤(炭酸カルシウム粉末)のハード面(投入量管理)とソフト面(作業)で管理徹底

以上

本件に関するお問い合わせ：

日軽エムシーアルミ株式会社 栃木工場 TEL：028-686-2971

(ご参考；当社検出値試算)

国が定める大気等環境基準等と今回弊社検出値について

(1) 周辺環境に対する影響

国が定めるダイオキシン類の大気環境基準は、 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ^{※1}です。

ダイオキシン類を含む排出ガスは、排出口から大気中に排出されることで希釈されます。今回の測定値を 20 万倍(ダイオキシン類の拡散倍率；H9.1.28 環境省通達「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」)に希釈されると仮定し試算したところ、 $0.029\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となり、バックグラウンド濃度(元々大気中に存在するダイオキシン類の濃度) $0.012\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和5(2023)年度)を含めて計算すると $0.041\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となると推定されます。

※1 重さの単位：pg(ピコグラム)：1 兆分の 1g 、 ng(ナノグラム)：10 億分の 1g

(2) 健康に対する影響

国が定めるダイオキシン類の耐容 1 日摂取量(TDI)^{※2}は、 $4\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ です。

体重 50kg の人の 1 日の呼吸量を 15 m^3 (中央環境審議会大気部会ダイオキシン類環境基準専門委員会推計)として、上記で試算した周辺地域の濃度 $0.041\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で計算すると、摂取量は $0.012\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となると推定されます。

※2 耐容 1 日摂取量(TDI)：

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量。「ダイオキシン類対策特別措置法(第 6 条)」